

「地域生活支援事業の実施について」 新旧対照表（案）

（下線部が改正部分）

改正案	現行
<p>別紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1、2（同右）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1）市町村地域生活支援事業</p> <p>障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（以下「任意事業」という。）及び社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。また、障害<u>支援</u>区分認定等事務に要する経費を補助する。</p>	<p>別紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1）市町村地域生活支援事業</p> <p>障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（以下「任意事業」という。）及び社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。また、障害<u>程度</u>区分認定等事務に要する経費を補助する。</p>

改正案	現行
<p>[必須事業]</p> <p>ア 理解促進研修・啓発事業 (別記 1)</p> <p>イ 自発的活動支援事業 (別記 2)</p> <p>ウ 相談支援事業 (別記 3)</p> <p>エ 成年後見制度利用支援事業 (別記 4)</p> <p>オ 成年後見制度法人後見支援事業 (別記 5)</p> <p>カ 意思疎通支援事業 (別記 6)</p> <p>キ 日常生活用具給付等事業 (別記 7)</p> <p>ク 手話奉仕員養成研修事業 (別記 8)</p> <p>ケ 移動支援事業 (別記 9)</p> <p>コ 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 10)</p> <p>[任意事業] (別記 11)</p> <p>[障害支援区分認定等事務] (別記 12)</p>	<p>[必須事業]</p> <p>ア 理解促進研修・啓発事業 (別記 1)</p> <p>イ 自発的活動支援事業 (別記 2)</p> <p>ウ 相談支援事業 (別記 3)</p> <p>エ 成年後見制度利用支援事業 (別記 4)</p> <p>オ 成年後見制度法人後見支援事業 (別記 5)</p> <p>カ 意思疎通支援事業 (別記 6)</p> <p>キ 日常生活用具給付等事業 (別記 7)</p> <p>ク 手話奉仕員養成研修事業 (別記 8)</p> <p>ケ 移動支援事業 (別記 9)</p> <p>コ 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 10)</p> <p>[任意事業] (別記 11)</p> <p>[障害程度区分認定等事務] (別記 12)</p>
(2) (同右)	(2) (略)
(3) (同右)	(3) (略)
4～6 (同右)	4～6 (略)
(別記 1)	(別記 1)
理解促進研修・啓発事業	理解促進研修・啓発事業

改正案	現行
<p>1～3 (同右)</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) 実施形式</p> <p>実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。</p> <p>ア～ウ (同右)</p> <p>エ 広報活動</p> <p>障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、<u>障害者に関するマークの紹介等</u>、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。</p> <p>オ (同右)</p> <p>5 (同右)</p> <p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">自発的活動支援事業</p> <p>1～5 (同右)</p> <p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">相談支援事業</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施形式</p> <p>実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 広報活動</p> <p>障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。</p> <p>オ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">自発的活動支援事業</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">相談支援事業</p>

改正案	現行
<p>1 (同右)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>ア 目的</p> <p>市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、<u>基幹相談支援センター等</u>が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、<u>情報収集・提供</u>、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。</p> <p>(注) 「基幹相談支援センター」については、別添2のとおりである。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) (同右)</p> <p>(イ) <u>基幹相談支援センター等</u>による地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等） ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） 	<p>1 (略)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>ア 目的</p> <p>市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、<u>基幹相談支援センター</u>が地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。</p> <p>(注) 「基幹相談支援センター」については、別添2のとおりである。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等） ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

改正案	現行
<p>・ <u>学校や企業等</u>に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言</p> <p>(ウ) (同右)</p> <p>ウ (同右)</p> <p>(2) 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)</p> <p>ア～エ (同右)</p> <p>【別添 1】 障害者相談支援事業</p> <p>1～2 (同右)</p> <p>3 (1)～(6) (同右)</p> <p>(注2) 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に対し、障害<u>支援</u>区分に係る認定調査の委託が可能。</p> <p>4～5 (同右)</p> <p>【別添 2】 (同右)</p>	<p>(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>【別添 1】 障害者相談支援事業</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 (1)～(6) (略)</p> <p>(注2) 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に対し、障害<u>程度</u>区分に係る認定調査の委託が可能。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>【別添 2】 (略)</p>

改正案	現行
<p>(別記4)</p> <p>成年後見制度利用支援事業</p> <p>1～3 (同右)</p>	<p>(別記4)</p> <p>成年後見制度利用支援事業</p> <p>1～3 (略)</p>
<p>(別記5)</p> <p>成年後見制度法人後見支援事業</p> <p>1～3 (同右)</p>	<p>(別記5)</p> <p>成年後見制度法人後見支援事業</p> <p>1～3 (略)</p>
<p>(別記6)</p> <p>意思疎通支援事業</p> <p>1～4 (同右)</p>	<p>(別記6)</p> <p>意思疎通支援事業</p> <p>1～4 (略)</p>
<p>(別記7)</p> <p>日常生活用具給付等事業</p> <p>1～4 (同右)</p>	<p>(別記7)</p> <p>日常生活用具給付等事業</p> <p>1～4 (略)</p>
<p>(別記8)</p> <p>手話奉仕員養成研修事業</p> <p>1～4 (同右)</p>	<p>(別記8)</p> <p>手話奉仕員養成研修事業</p> <p>1～4 (略)</p>

改正案	現行
<p>(別記9)</p> <p style="text-align: center;">移動支援事業</p> <p>1～2 (同右)</p> <p>3(1)～(2)(同右)</p> <p>(3) サービス提供者については、<u>平成13年6月20日障発第0620263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」</u>を活用するなど、その資質の向上に努めること。</p> <p>また、利用者の利便性を考慮し、他の市町村への外出等に支障を生じないよう配慮するとともに、代筆、代読等障害種別に配慮したサービス提供に努めること。</p>	<p>(別記9)</p> <p style="text-align: center;">移動支援事業</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3(1)～(2)(略)</p> <p>(3) サービス提供者については、<u>平成15年3月27日障発第0327011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「居宅介護従事者養成研修等について」</u>を活用するなど、その資質の向上に努めること。</p> <p>また、利用者の利便性を考慮し、他の市町村への外出等に支障を生じないよう配慮するとともに、代筆、代読等障害種別に配慮したサービス提供に努めること。</p>
<p>(別記10)</p> <p style="text-align: center;">地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>1～3 (同右)</p>	<p>(別記10)</p> <p style="text-align: center;">地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>1～3 (略)</p>
<p>(別記11)</p> <p style="text-align: center;">任意事業</p> <p>必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社</p>	<p>(別記11)</p> <p style="text-align: center;">任意事業</p> <p>必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社</p>

改正案	現行
<p>会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例</p> <p>【日常生活支援】</p> <p>(1) 福祉ホームの運営 (同右)</p> <p>(2) 訪問入浴サービス (同右)</p> <p>(3) 生活訓練等 (同右)</p> <p>(4) 日中一時支援 (同右)</p>	<p>会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例</p> <p>【日常生活支援】</p> <p>(1) 福祉ホームの運営 (略)</p> <p>(2) 訪問入浴サービス (略)</p> <p><u>(3) 身体障害者自立支援</u> <u>(略)</u></p> <p>(4) 生活訓練等 (略)</p> <p><u>(5) 福祉機器リサイクル</u> <u>(略)</u></p> <p>(6) 日中一時支援 (略)</p> <p><u>(7) 生活サポート</u></p>

改正案	現行
<p>(5) 地域移行のための安心生活支援 (同右)</p> <p>(6) 障害児支援体制整備 (同右)</p> <p>(7) 巡回支援専門員整備 ア (同右) イ 事業内容等 (ア) (同右) (イ) 実施方法 a～c (同右) d 専門性の確保 専門員は、発達障害者支援センター等が実施する研修(アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関わる知識と技術)を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。</p> <p><u>(8) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保</u> ア 目的 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第</u></p>	<p><u>(略)</u></p> <p>(8) 地域移行のための安心生活支援 (略)</p> <p>(9) 障害児支援体制整備 (略)</p> <p>(10) 巡回支援専門員整備 ア (略) イ 事業内容等 (ア) (略) (イ) 実施方法 a～c (略) d 専門性の確保 専門員は、<u>国立リハビリテーションセンター</u>や発達障害者支援センター等が実施する研修(アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関わる知識と技術)を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。</p>

改正案	現行
<p><u>33条の5の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする。</u></p> <p><u>イ 事業内容</u></p> <p><u>相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。</u></p> <p>(9) その他日常生活支援</p> <p>上記(1)から(8)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) スポーツ・レクリエーション教室開催等 (同右)</p> <p>(2) 文化芸術活動振興 (同右)</p> <p>(3) 点字・声の広報等発行 (同右)</p>	<p>(11) その他日常生活支援</p> <p>上記(1)から(10)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) スポーツ・レクリエーション教室開催等 (略)</p> <p>(2) 文化芸術活動振興 (略)</p> <p>(3) 点字・声の広報等発行 (略)</p>

改正案	現行
<p>(4) 奉仕員養成研修 (同右)</p> <p>(5) 自動車運転免許取得・改造助成 (同右)</p> <p>(6) その他社会参加支援 (同右)</p>	<p>(4) 奉仕員養成研修 (略)</p> <p>(5) 自動車運転免許取得・改造助成 (略)</p> <p>(6) その他社会参加支援 (略)</p>
<p>【権利擁護支援】</p> <p>(1) 成年後見制度普及啓発 (同右)</p> <p><u>(2) 障害者虐待防止対策支援</u></p> <p><u>ア 目的</u></p> <p><u>障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>イ 事業内容</u></p> <p><u>(ア) 虐待時の対応のための体制整備</u></p> <p><u>(イ) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施</u></p>	<p>【権利擁護支援】</p> <p>(1) 成年後見制度普及啓発 (略)</p>

改正案	現行
<p>(ウ) <u>専門性の強化</u></p> <p>(エ) <u>連携協力体制の整備</u></p> <p>(オ) <u>普及啓発</u></p> <p>(カ) <u>その他地域の実情に応じて実施する事業</u></p> <p>ウ <u>留意事項</u></p> <p><u>市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること。</u></p> <p>(3) <u>その他権利擁護支援</u></p> <p>上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】</p> <p>(1) 盲人ホームの運営 (同右)</p> <p>(2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） (同右)</p> <p>(3) 更生訓練費給付</p> <p>ア 目的</p> <p>更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とする。</p>	<p>(2) <u>その他権利擁護支援</u></p> <p>上記(1)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】</p> <p>(1) 盲人ホームの運営 (略)</p> <p>(2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） (略)</p> <p>(3) 更生訓練費・<u>施設入所者就職支度金</u>給付</p> <p>ア 目的</p> <p>更生訓練費の支給、又は就職支度金を支給することで社会復帰の促進を図る</p>

改正案	現行
<p>イ 支給対象者</p> <p>就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者（ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者）に対する更生訓練費の支給。</p> <p>(4) 知的障害者職親委託 (同右)</p> <p>(5) その他就業・就労支援 (同右)</p> <p>(別記 12)</p> <p style="text-align: center;">障害<u>支援</u>区分認定等事務</p> <p>1 目的</p> <p>障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害<u>支援</u>区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図る。</p> <p>2 補助対象</p>	<p>ことを目的とする。</p> <p>イ 支給対象者</p> <p>就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者（ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者）に対する更生訓練費の支給。</p> <p><u>また、就労移行支援事業、又は就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者に対する施設入所者就職支度金の支給。</u></p> <p>(4) 知的障害者職親委託 (略)</p> <p>(5) その他就業・就労支援 (略)</p> <p>(別記 12)</p> <p style="text-align: center;">障害<u>程度</u>区分認定等事務</p> <p>1 目的</p> <p>障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害<u>程度</u>区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図る。</p> <p>2 補助対象</p>

改正案	現行
<p>法に規定する支給決定事務のうち、市町村が行う次に掲げる事務に要する経費を補助対象とする。</p> <p>(1) 障害<u>支援</u>区分認定調査</p> <p>法第 20 条第 2 項の規定に基づき、障害<u>支援</u>区分の認定等のために実施する調査。</p> <p>ただし、指定一般相談支援事業者等に調査を委託した場合、調査に要する経費は、調査件数に 6,800 円を乗じて得た額を上限額とする。</p> <p>(2) 医師意見書作成</p> <p>法第 21 条第 1 項の規定に基づき、障害<u>支援</u>区分の認定にかかる市町村審査会での審査及び判定に当たって、医師に意見書を作成させる事務。</p> <p>(3) 市町村審査会運営</p> <p>法第 15 条の規定に基づき、市町村審査会を設置（地方自治法の規定に基づき、都道府県審査会に審査判定業務を委託する場合を含む。）する事務、法第 21 条第 1 項の規定に基づき、障害<u>支援</u>区分に関して市町村審査会で審査及び判定を実施する事務並びに法第 22 条第 2 項の規定に基づき、市町村が支給要否決定に当たって意見を聴くために市町村審査会を開催する事務。</p> <p>(別記 13)</p> <p style="text-align: center;">専門性の高い相談支援事業</p> <p>1 (同右)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 発達障害者支援センター運営事業</p>	<p>法に規定する支給決定事務のうち、市町村が行う次に掲げる事務に要する経費を補助対象とする。</p> <p>(1) 障害<u>程度</u>区分認定調査</p> <p>法第 20 条第 2 項の規定に基づき、障害<u>程度</u>区分の認定等のために実施する調査。</p> <p>ただし、指定一般相談支援事業者等に調査を委託した場合、調査に要する経費は、調査件数に 6,800 円を乗じて得た額を上限額とする。</p> <p>(2) 医師意見書作成</p> <p>法第 21 条第 1 項の規定に基づき、障害<u>程度</u>区分の認定にかかる市町村審査会での審査及び判定に当たって、医師に意見書を作成させる事務。</p> <p>(3) 市町村審査会運営</p> <p>法第 15 条の規定に基づき、市町村審査会を設置（地方自治法の規定に基づき、都道府県審査会に審査判定業務を委託する場合を含む。）する事務、法第 21 条第 1 項の規定に基づき、障害<u>程度</u>区分に関して市町村審査会で審査及び判定を実施する事務並びに法第 22 条第 2 項の規定に基づき、市町村が支給要否決定に当たって意見を聴くために市町村審査会を開催する事務。</p> <p>(別記 13)</p> <p style="text-align: center;">専門性の高い相談支援事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 発達障害者支援センター運営事業</p>

改正案	現行
<p>平成17年7月8日障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業等の実施について」に基づき実施する事業。</p> <p>(2) (同右)</p> <p>【別添3】 (同右)</p> <p>(別記14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 1～3 (同右)</p> <p>(別記15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 1～3 (同右)</p> <p>(別記16) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 1～3 (同右)</p>	<p>平成17年7月8日障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業の実施について」に基づき実施する事業。</p> <p>(2) (略)</p> <p>【別添3】 (略)</p> <p>(別記14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 1～3 (略)</p> <p>(別記15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 1～3 (略)</p> <p>(別記16) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 1～3 (略)</p>

改正案	現行
<p>(別記 17)</p> <p style="text-align: center;">広域的な支援事業</p> <p>1 目的 (同右)</p> <p>2 実施事業</p> <p><u>(1) 都道府県相談支援体制整備事業</u></p> <p>ア～エ (同右)</p> <p><u>(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業</u></p> <p><u>ア 目的</u></p> <p><u>精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的とする。</u></p> <p><u>イ 実施方法等</u></p> <p><u>平成26年3月31日障発0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施について」に基づき実施する。</u></p> <p>(別記 18)</p> <p style="text-align: center;">サービス・相談支援者、指導者育成事業</p>	<p>(別記 17)</p> <p style="text-align: center;">広域的な支援事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施事業</p> <p>都道府県相談支援体制整備事業</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(別記 18)</p> <p style="text-align: center;">サービス・相談支援者、指導者育成事業</p>

改正案	現行
<p>1 目的 (同右)</p> <p>2 事業内容 (1) 障害<u>支援</u>区分認定調査員等研修事業 ア 目的 全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害<u>支援</u>区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害<u>支援</u>区分認定調査員等の資質向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ 実施内容 (ア) 障害<u>支援</u>区分認定調査員研修 市町村職員、事業所の職員等であって、障害<u>支援</u>区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象として研修を実施する。 a 研修内容 (a) 障害<u>支援</u>区分に関する基本的な考え方 (b) 認定調査の実施方法（総括的留意事項、調査方法、個別項目に関する着眼点、調査上の留意点、選択肢の判断基準等）等 b～c (同右)</p> <p>(イ) 市町村審査会委員研修 法に規定する市町村長が選定する市町村審査会委員を対象として研修を</p>	<p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (1) 障害<u>程度</u>区分認定調査員等研修事業 ア 目的 全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害<u>程度</u>区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害<u>程度</u>区分認定調査員等の資質向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ 実施内容 (ア) 障害<u>程度</u>区分認定調査員研修 市町村職員、事業所の職員等であって、障害<u>程度</u>区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象として研修を実施する。 a 研修内容 (a) 障害<u>程度</u>区分に関する基本的な考え方 (b) 認定調査の実施方法（総括的留意事項、調査方法、個別項目に関する着眼点、調査上の留意点、選択肢の判断基準等）等 b～c (略)</p> <p>(イ) 市町村審査会委員研修 法に規定する市町村長が選定する市町村審査会委員を対象として研修を</p>

改正案	現行
<p>実施する。</p> <p>a 研修内容</p> <p>(a) 障害<u>支援</u>区分認定の基本的考え方及び委員の基本姿勢</p> <p>(b) 障害<u>支援</u>区分認定基準の考え方（障害<u>支援</u>区分認定手続きの流れ、障害<u>支援</u>区分の認定基準の概念、1次判定及び2次判定の役割）等</p> <p>b～c （同右）</p> <p>(ウ) 主治医研修</p> <p>医師意見を記載する（予定を含む。）医師を対象として、医師意見書の記載方法等について研修を実施する。</p> <p>また、地域の実情に応じて、記入の手引きを作成する等して、説明する形式の研修も可能である。</p> <p>a 研修内容</p> <p>(a) 障害<u>支援</u>区分に関する基本的考え方</p> <p>(b) 障害<u>支援</u>区分認定における医師意見書の役割</p> <p>(c) 医師意見書の具体的記載方法等</p> <p>b～c （同右）</p> <p>ウ 留意事項</p> <p>（同右）</p> <p>(2) 相談支援従事者研修事業</p> <p>（同右）</p>	<p>実施する。</p> <p>a 研修内容</p> <p>(a) 障害<u>程度</u>区分認定の基本的考え方及び委員の基本姿勢</p> <p>(b) 障害<u>程度</u>区分認定基準の考え方（障害<u>程度</u>区分認定手続きの流れ、障害<u>程度</u>区分の認定基準の概念、1次判定及び2次判定の役割）等</p> <p>b～c （略）</p> <p>(ウ) 主治医研修</p> <p>医師意見を記載する（予定を含む。）医師を対象として、医師意見書の記載方法等について研修を実施する。</p> <p>また、地域の実情に応じて、記入の手引きを作成する等して、説明する形式の研修も可能である。</p> <p>a 研修内容</p> <p>(a) 障害<u>程度</u>区分に関する基本的考え方</p> <p>(b) 障害<u>程度</u>区分認定における医師意見書の役割</p> <p>(c) 医師意見書の具体的記載方法等</p> <p>b～c （略）</p> <p>ウ 留意事項</p> <p>（略）</p> <p>(2) 相談支援従事者研修事業</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>(3) サービス管理責任者研修事業 (同右)</p> <p>(4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (同右)</p> <p>(5) <u>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業</u> (同右)</p>	<p>(3) サービス管理責任者研修事業 (略)</p> <p>(4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (略)</p> <p>(5) <u>強度行動障害支援者養成研修事業</u> (略)</p>
<p>(6) <u>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業</u></p> <p><u>ア 目的</u></p> <p><u>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した者が強度行動障害を持つ者等に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めることを目的とする。</u></p> <p><u>イ 事業内容</u></p> <p><u>別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業</u></p>	
<p>(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (同右)</p> <p>(8) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (同右)</p>	<p>(6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (略)</p> <p>(7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (略)</p>

改正案	現行
<p>(9) <u>精神障害関係従事者養成研修事業</u></p> <p><u>ア 目的</u></p> <p><u>精神医療等に従事する者等に対し、専門的な能力の向上及び人材育成を進めることを目的とする。</u></p> <p><u>イ 実施方法等</u></p> <p><u>平成26年3月31日障発0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害関係従事者養成研修事業の実施について」に基づき実施する。</u></p> <p>(10) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 (同右)</p> <p>3 留意事項 (同右)</p> <p>(別記19)</p> <p style="text-align: center;">任意事業</p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p>	<p>(8) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 (略)</p> <p>3 留意事項 (略)</p> <p>(別記19)</p> <p style="text-align: center;">任意事業</p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p>

改正案	現行
<p>○ 事業内容の例</p> <p>【日常生活支援】</p> <p>(1) 福祉ホームの運営 (同右)</p> <p>(2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業 (同右)</p> <p>(3) 音声機能障害者発声訓練事業 (同右)</p> <p>(4) 発達障害者支援体制整備</p> <p>ア 目的 (同右)</p> <p>イ 事業内容等</p> <p>(ア) 実施について (同右)</p> <p>(イ) 都道府県等支援体制整備</p> <p>a 目的 (同右)</p> <p>b 委員会の構成</p>	<p>○ 事業内容の例</p> <p>【日常生活支援】</p> <p>(1) 福祉ホームの運営 (略)</p> <p>(2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業 (略)</p> <p>(3) 音声機能障害者発声訓練事業 (略)</p> <p>(4) 発達障害者支援体制整備</p> <p>ア 目的 (略)</p> <p>イ 事業内容等</p> <p>(ア) 実施について (略)</p> <p>(イ) 都道府県等支援体制整備</p> <p>a 目的 (略)</p> <p>b 委員会の構成</p>

改正案	現行
<p>医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野の有識者、<u>発達障害者地域支援マネジャー</u>及び担当部局、当事者団体、親の会、発達障害者支援センターの関係者等とする。</p> <p>c 事業内容 （同右）</p> <p>（ウ） 家族支援体制整備</p> <p>a 目的 （同右）</p> <p>b 事業の内容</p> <p>（a）ペアレントメンター （同右）</p> <p><u>（b）発達障害児（者）の適応力向上のためのペアレントトレーニング（注3）を実施する。</u></p> <p><u>（c）発達障害児（者）の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）（注4）を実施する。</u></p> <p>（d）その他家族支援体制の構築に必要な取組</p> <p>（注1）～（注2）（同右）</p> <p><u>（注3）親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。</u></p> <p><u>（注4）子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生</u></p>	<p>医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野の有識者及び担当部局、当事者団体、親の会、発達障害者支援センターの関係者等とする。</p> <p>c 事業内容 （略）</p> <p>（ウ） 家族支援体制整備</p> <p>a 目的 （略）</p> <p>b 事業の内容</p> <p>（a）ペアレントメンター （略）</p> <p>（b）その他家族支援体制の構築に必要な取組</p> <p>（注1）～（注2）（略）</p>

改正案	現行
<p><u>活場面とは別の場所で練習すること。</u></p> <p>(工) 地域支援体制サポート</p> <p>a 目的 (同右)</p> <p>b 事業の内容</p> <p><u>(a) 発達障害者地域支援マネジャーによる相談、助言、指導及び関係機関との連携、連絡、調整等</u></p> <p><u>平成17年7月8日障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業等の実施について」に基づき実施する。</u></p> <p>(b) 住民の理解の促進 (同右)</p>	<p>(工) 地域支援体制サポート</p> <p>a 目的 (略)</p> <p>b 事業の内容</p> <p>(a) 住民の理解の促進 (略)</p> <p><u>(b) 地域支援体制サポートコーチによる相談・助言</u></p> <p><u>委員会等における市町村等の支援体制整備の検証を行った結果、個別の支援計画の作成等による支援体制の構築が進んでいないと判断される市町村を中心に、発達障害児(者)に対する支援について相当の経験及び知識を有する者(以下「地域支援体制サポートコーチ」という。)が巡回指導等を実施し、必要な相談・助言を行う。</u></p> <p><u>なお、地域支援体制サポートコーチは、教育委員会の指導主事や学校内に位置づけられている「特別支援教育コーディネーター」との連携を密にすること。</u></p>

改正案	現行
<p>(c) (同右)</p> <p><u>(d) 個別支援ファイル等の情報</u> <u>共有ツールを用いて医療、保健、福祉、教育、労働等のライフステージを通じて、これを活用し、適切な支援を実施する。</u></p> <p>(5) 児童発達支援センター等の機能強化等 (同右)</p> <p>(6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 ア 目的 (同右) イ 事業内容 (ア) 研修事業 (同右) (イ) 普及啓発事業 (同右) (ウ) 受入促進事業 障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援</p> <p>【取組の例示】 (同右)</p>	<p>(c) (略)</p> <p>(5) 児童発達支援センター等の機能強化等 (略)</p> <p>(6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 ア 目的 (略) イ 事業内容 (ア) 研修事業 (略) (イ) 普及啓発事業 (略) (ウ) 受入促進事業 障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、グループホーム又はケアホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援</p> <p>【取組の例示】 (略)</p>

改正案	現行
<p>(7) その他日常生活支援 (同右)</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) 手話通訳者設置 (同右)</p> <p>(2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (同右)</p> <p>(3) 点字・声の広報等発行 (同右)</p> <p>(4) 点字による即時情報ネットワーク (同右)</p> <p>(5) 障害者ITサポートセンター運営 (同右)</p> <p>(6) パソコンボランティア養成・派遣 (同右)</p>	<p>(7) その他日常生活支援 (略)</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) 手話通訳者設置 (略)</p> <p>(2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (略)</p> <p>(3) 点字・声の広報等発行 (略)</p> <p>(4) 点字による即時情報ネットワーク (略)</p> <p>(5) 障害者ITサポートセンター運営 (略)</p> <p>(6) パソコンボランティア養成・派遣 (略)</p>

改正案	現行
<p>(7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (同右)</p>	<p>(7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (略)</p>
<p>(8) 身体障害者補助犬育成 (同右)</p>	<p>(8) 身体障害者補助犬育成 (略)</p>
<p>(9) 奉仕員養成研修 (同右)</p>	<p>(9) 奉仕員養成研修 (略)</p>
<p>(10) スポーツ・レクリエーション教室開催等 スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、指導者の養成、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。</p>	<p>(10) スポーツ・レクリエーション教室開催等 スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、<u>障害者スポーツ指導員の養成、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。なお、障害者スポーツ指導員の養成に当たっては、公益財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が定める「障害者スポーツ指導員基準カリキュラム」を利用するなど、スポーツ協会と緊密な連携を図ること。</u></p>
<p>(11) 文化芸術活動振興 (同右)</p>	<p>(11) 文化芸術活動振興 (略)</p>
<p>(12) サービス提供者情報提供等 (同右)</p>	<p>(12) サービス提供者情報提供等 (略)</p>

改正案	現行
<p>(13) その他社会参加支援 (同右)</p> <p>【権利擁護支援】</p> <p>(1) 成年後見制度普及啓発 (同右)</p> <p>(2) 成年後見制度法人後見支援 (同右)</p> <p><u>(3) 障害者虐待防止対策支援</u></p> <p><u>ア 目的</u></p> <p><u>障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>イ 事業内容</u></p> <p><u>(ア) 虐待時の対応のための体制整備</u></p> <p><u>(イ) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施</u></p> <p><u>(ウ) 専門性の強化</u></p> <p><u>(エ) 連携協力体制の整備</u></p>	<p>(13) その他社会参加支援 (略)</p> <p>【権利擁護支援】</p> <p>(1) 成年後見制度普及啓発 (略)</p> <p>(2) 成年後見制度法人後見支援 (略)</p>

改正案	現行
<p><u>(オ) 普及啓発</u></p> <p><u>(カ) その他地域の実情に応じて実施する事業</u></p> <p><u>ウ 留意事項</u></p> <p><u>都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や都道府県研修の講師となる者を参加させ、同研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。</u></p> <p>(4) その他権利擁護支援</p> <p>上記(1)から(3)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】</p> <p>(1) 盲人ホームの運営 (同右)</p> <p>(2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） ア～イ（同右）</p> <p>(3) 一般就労移行等促進</p> <p>ア 目的 (同右)</p> <p>イ 事業内容</p>	<p>(3) その他権利擁護支援</p> <p>上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】</p> <p>(1) 盲人ホームの運営 (略)</p> <p>(2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） ア～イ（略）</p> <p>(3) 一般就労移行等促進</p> <p>ア 目的 (略)</p> <p>イ 事業内容</p>

改正案	現行
<p>(ア) <u>働く障害者のための交流拠点支援</u></p> <p>就労移行支援事業者等が、既に就労している障害者に対して、<u>就業後や休日</u>に集まって交流できる場を用意し、生活面の相談支援もあわせて実施する。</p> <p>(イ) 職場見学促進</p> <p>(同右)</p> <p>(ウ) 離職・再チャレンジ支援助成</p> <p>(同右)</p> <p>(エ) <u>地域連携の促進</u></p> <p><u>各都道府県に地域連携を促進するためのコーディネーターを配置し、地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけるための取組を支援する。</u></p> <p>(4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等</p> <p>ア 目的</p> <p>地域の実情に応じて、障害者就業・生活支援センターの体制強化<u>や地域における就労移行支援事業所の強化</u>を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員以外の職員(非常勤職員等)を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。</p> <p><u>また、就労移行支援事業所等に対して支援ノウハウの付与や研修、ネットワ</u></p>	<p>(ア) <u>障害者一般就労・定着促進支援</u></p> <p>就労移行支援事業者等が、既に就労している障害者に対して、<u>勤務終了後に自主交流会</u>を実施するなど、就労定着に資する支援を実施する。</p> <p>(イ) 職場見学促進</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 離職・再チャレンジ支援助成</p> <p>(略)</p> <p>(4) 障害者就業・生活支援センター体制強化</p> <p>ア 目的</p> <p>地域の実情に応じて、障害者就業・生活支援センターの体制強化を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員以外の職員(非常勤職員等)を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。</p>

改正案	現行
<p><u>一ク構築を促進するための支援を行う「就労移行支援事業所指導員」を障害者就業・生活支援センターに配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。</u></p> <p>(5) その他就業・就労支援 (同右)</p> <p>【重度障害者に係る市町村特別支援】</p> <p>1. 目的 (同右)</p> <p>2. 事業内容</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) 助成する額の範囲についてアに掲げる人数にイの額を乗じた金額の一定割合とする。</p> <p>ア 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合(10%程度)を乗じて得た数を控除した数</p> <p>イ 重度訪問介護の障害<u>支援</u>区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度</p> <p>(別記20)</p> <p style="text-align: center;">特別支援事業</p>	<p>(5) その他就業・就労支援 (略)</p> <p>【重度障害者に係る市町村特別支援】</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 事業内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 助成する額の範囲についてアに掲げる人数にイの額を乗じた金額の一定割合とする。</p> <p>ア 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合(10%程度)を乗じて得た数を控除した数</p> <p>イ 重度訪問介護の障害<u>程度</u>区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度</p> <p>(別記20)</p> <p style="text-align: center;">特別支援事業</p>

改正案	現行
1～2 (同右) 別紙2 (同右)	1～2 (略) 別紙2 (略)